

第52回サステナビリティ基準委員（SSBJ） での審議の概要

2025年5月19日開催

2025年5月21日

第52回の審議では、サステナビリティ関連情報のアップデート、サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という）の運営方針についての審議、ISSB公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」への対応の審議が行われました。また、2025年5月のサステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）の概要について報告が行われました。

【第52回SSBJで審議された事項】

審議事項

- (1) サステナビリティ関連情報のアップデート（参考資料1-2）
- (2) サステナビリティ基準委員会の運営方針（審議事項C3-1）（※1）
- (3) ISSB公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」への対応（審議事項B2）
- (4) 2025年5月サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）の報告（速報）（審議事項B11）
- （※1） 審議事項C3-1については、資料は非公開

審議事項

(1) サステナビリティ関連情報のアップデート（参考資料1-2）

サステナビリティ関連情報のアップデートとして、2025年4月21日に開催された「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（以下「WG」という）（第6回）で議論された5つの論点について、金融庁よりWG事務局説明資料（参考資料1-2）を用いて説明が行われました。また、2025年3月及び4月に開催された「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」（第2回及び第3回）における議論の概要についても、金融庁より説明が行われました。

【審議結果】

金融庁より、SSBJ基準の金融商品取引法令への取込みについては、WGにおいて賛成多数で反対意見はなかったことから引続き制度整備を行っていく旨の説明がありました。また、Scope 3のGHG排出を対象としたセーフハーバーの導入にあたり検討が必要と思われる論点（※2）については、夏以降に検討の場を設けて審議をしていく必要があると考えている旨の説明がありました。

- （※2） 想定される論点として、セーフハーバーの内容、適用要件、適用範囲（将来情報等の特定の情報orサステナビリティ情報or非財務情報）、効果（民事／刑事／行政）が挙げられています（参考資料1-2 P.14）。

(2) サステナビリティ基準委員会の運営方針（審議事項C3-1）

SSBJの今後3年間の中期運営方針（案）（※3）について、中條常勤委員より前回（第51回SSBJ）の審議からの変更点を中心に説明がなされ、審議が行われました。

- （※3） 2025年4月1日より、一部の委員の交代により新たな体制となったことに伴い、これまでの活動を振り返るとともに、今後3年間のSSBJ基準の開発の基本的な方針及び国際的なサステナビリティ開示基準の開発に関連する活動を行うにあたっての基本的な方針を示すため、中期運営方針を策定し、公表するため審議が行われました。

【審議結果】

審議の結果、サステナビリティ基準委員会の中期運営方針（案）について引き続き検討し、次回のSSBJにおいて文案について委員の了承を得て最終化したい旨の発言が、川西委員長よりありました。

(3) ISSB公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」への対応（審議事項B2）

国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という）が公表した公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」（以下「本公開草案」という）（※4）について、SSBJよりISSBに対してコメント・レターを提出するため、本公開草案の概要及びSSBJ事務局による気付き事項についてSSBJ事務局より説明がなされるとともに、気付き事項におけるコメントの方向性について審議が行われました。

（※4） ISSBより2025年4月28日に公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」（IFRS S2号「気候関連開示」の修正案）（コメント期限：2025年6月27日）が公表されています。

【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持され、引き続き審議することとされました。SSBJ事務局からは、次回の委員会において、コメント・レターの文案を提示するように進める旨の説明がありました。

(4) 2025年5月サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）の報告（速報）（審議事項B11）

SSBJもメンバーとして参加したISSBの諮問機関であるサステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）（2025年5月13日及び14日開催）の概要について、報告が行われました。

参 考 ： [第52回サステナビリティ基準委員会の概要 | サステナビリティ基準委員会](#)

関連記事： [第51回サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[第50回サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[第49回サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[サステナビリティ開示・保証の最新動向](#)

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイト・トーマツ・グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト・トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト・トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツ・グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツ・グループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト・トウシュ・トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバー・ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバー・ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト・トウシュ・トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家に相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバー・ファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得るいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>